

解説

IFRS最前線

続・IFRSはどのようにして作られるのか ～IFRS第10号「連結財務諸表」の影響分析～

はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2011年5月にIFRS第10号「連結財務諸表」を公表した¹。これにより、従来、IAS第27号「連結及び個別財務諸表」とSIC第12号「連結－特別目的事業体」に2つの異なるモデルが存在していた問題が解決され、単一の連結モデルが示されることとなった。この最終基準の公表に伴い、IASBは2011年9月に、IFRS第10号の影響分析（Effect analysis－以下「影響分析」という。）²を公表している。

IASBは、公開草案を公表後に円卓会議やディスカッション・フォーラムを含むアウトリーチ活動を実施しているが、そこでは従来のIAS第27号を適用するに当たって実務上問題となった事例などが寄せられた。連結財務諸表を作成する企業が、被投資企業との間でどのような関係を有しているかは千差万別であるが、影響分析は、これらの問題となった個々の事例に焦点を当てて、IFRS第

10号がそれをどのように解決するのかを分析し、紹介している。

欧州では、すでに2005年からIFRSが適用されているが、個々の企業の具体的な適用事例を共有し、EU域内でのIFRSの適切な適用を促進するために、2007年4月からESMA（欧州証券市場監督局）が適用事例集を公表している。ここでも、IAS第27号の実務上の適用について、上記のアウトリーチ活動の中で寄せられた事例と共通するものが紹介されており、それらがIFRS第10号の開発につながっていった様子が見えてくる。IFRS第10号の影響分析の内容や、ESMAの事例は、IFRSの作り方や実務での適用の考え方を知る上で参考になると考えられるので、ご紹介することとしたい。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

1 IFRS第10号の影響分析

(1) IFRS第10号の公表の背景

従来は、IAS第27号とSIC第12号の2つの基準が「連結の範囲」を規

定していた。両者とも「支配」を基礎に連結の範囲を決定するが、SIC第12号では「リスクと経済価値」も考慮されていたことから、2つの異なる連結モデルが存在していたという問題があった。そこで、IFRS第10号は、すべての被投資企業に適用される単一の連結モデルとして開発された。IFRS第10号の連結モデルは、IAS第27号やSIC第12号と比較すると、新しい概念と連結の要求事項が含まれているという者もいるが、従来と比較して新しい概念が導入されたわけではない。IFRS第10号は、IAS第27号とSIC第12号に存在した支配のガイダンスを踏襲する代わりに、支配の判定がより整合的に行われるように、原則をより完全な形で説明し、これらの原則の適用の仕方に関するガイダンスを豊富に取り入れている。また、支配の原則を明確化することにより、あらゆるタイプの事業体に適用することができ、その結果、IAS第27号とSIC第12号に存在していた相違を取り除くことができたとしている。

(2) 実務上の課題

会計基準の要求事項を大きく変えることはできないため、IFRS第10号の新しい要求事項の効果を明らかにすることは難しい。しかし、IAS第27号とSIC第12号の要求事項が必ずしも整合的に適用されていなかった、あるいは再考の必要があったことに着目して、影響分析では、新しい要求事項が実務においてより整合的な適用をもたらすか、そして、より適切な連結範囲の決定の判断をもたらすかについての分析が行われている。

影響分析で取り上げられた事例は、従来のガイダンスにおいて最も問題が提起されていた以下の2つの問題点に分類される。

- ・ 事実関係が類似あるいは同じような事案について、実務上、多様な処理が行われていたという問題
- ・ 支配の評価において、“ブライトライン”（いわゆる数値基準）に依存していたという問題

アウトリーチ活動において、IASBのスタッフやボードメンバーには、現実に行われた取引や事実関係に基づくさまざまな適用事例が寄せられた。それらは上記の2つの問題を示しており、IFRS第10号の影響のフィールドテストのために使用されたことから、IFRS第10号の影響分析は、当該適用事例に焦点を当てている。ただし、IFRS第10号が効果を有するケースをすべてリストアップすることを目的とするのではなく、新しい要求事項の最も重要な効果を示すために、それに最も適したケースを選んで紹介している。

(3) 多様な適用事例

影響分析には、多様な実務が生じた事例として、議決権が過半数に満たない場合の支配の判断、SIC第12

号の適用上の問題、代理人関係（IAS第27号、SIC第12号のいずれの範疇か）、潜在的議決権の考慮が挙げられている。それぞれの事例は実在するものであるが、要求事項との不整合を説明する便宜上、単純化されており、IAS第27号の適用ではどのように多様な実務が行われていたか、そして、それをIFRS第10号がどのように解決するかが示されている。以下に、議決権が過半数に満たない場合の支配の判断の事例を紹介する。

(ケース1)
議決権が過半数に満たない場合で、支配が認められるケース

① 前提条件

- ・ 投資企業Aの事業はチーズの生産・販売であり、同じくチーズを生産・販売する営業活動体、被投資企業Bを設立し、当初100%を所有する。
- ・ 投資企業Aは、被投資企業を公開企業にし、被投資企業Bの資本（及び関係する議決権）の30%を保有することを決定した。残りの70%の議決権は数千に及ぶ株主に幅広く分配されるが、1%以上の議決権を有する株主は存在しない。
- ・ 被投資企業Bの30%の議決権持

分を保有する時点で、投資企業Aは、被投資企業Bの活動のすべてを投資企業Aが管理・運営できるようにする契約を被投資企業Bとの間で締結した。

- ・ 被投資企業Bには自社の従業員は存在しない。
- ・ 投資企業Aとの管理・運営契約を取消すには、圧倒的多数の75%の投票が要求される。

② 従来のIAS第27号による判断

IAS第27号は、議決権が過半数に満たない場合の支配に関しては限定的なガイダンスしか提供しておらず（図表－1参照）、このケースの会計処理に実務上多様な処理が行われていた。

投資企業Aは30%の議決権を保有しているという事実に着目して、過半数の議決権を有していないので被投資企業Bを支配していないと判断する者もいれば、被投資企業Bの活動を左右できる投資企業Aの契約上の権利に着目して、投資企業Aは被投資企業Bを支配しており、被投資企業Bを連結すべきであると判断する者もいた。

③ IFRS第10号による判断

IFRS第10号では、被投資企業を支配していると結論付けるためには、

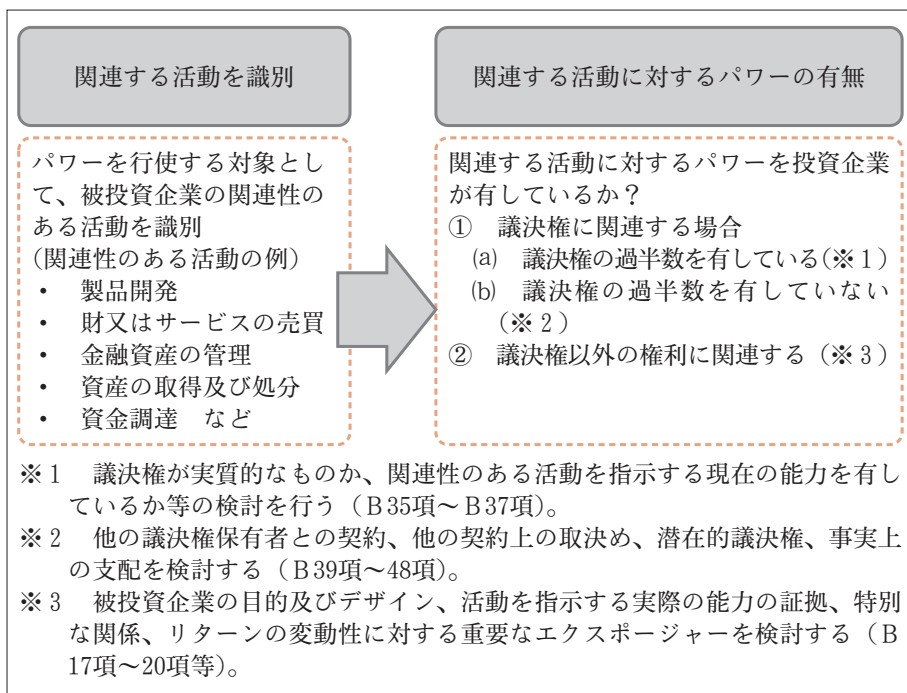
【図表－1 IAS第27号の子会社の支配に関する規定】

- ✓ 支配とは、ある企業の活動からの便益を得るために、その企業の財務及び営業の方針を左右する力をいう（IAS第27号第6項）。
- ✓ 親会社がある企業の議決権の過半数を有している場合には、当該所有が支配とはならないことが明確に示される状況は別として、支配が存在していると推定される。一方で、親会社がある企業に対して所有する議決権が過半数以下の場合であっても、次のような場合には支配が存在するとされている（IAS第27号第13項）。
 - (a) 他の投資企業との合意によって、議決権の過半数を支配する力
 - (b) 法令又は契約によって、企業の財務方針及び経営方針を左右する力
 - (c) 取締役会等の構成員の過半数を選任又は解任する力があり、企業の支配がその取締役会等によって行われている。
 - (d) 取締役会等の会議における過半数の投票をする力があり、企業の支配がその取締役会等によって行われている。

被投資企業に対するパワー、リターン、パワーとリターンのリンクの3要素をすべて満たさなければならないとしている。さらに、パワーを使用する対象として、被投資企業の「関連性のある活動」を識別し、当該関連性のある活動に対するパワーの有無を検討するが、その際にパワーを与えるものが、議決権であるのか、それ以外の要素との組合せによるのかを検討するというガイダンスが追加されている（図表-2参照）。

このケースでは、契約上の取決め

【図表-2 IFRS第10号の支配の要素（パワー）】



及び30%の議決権の持分の組合せにより、投資企業Aは被投資企業Bの関連する活動を左右できる能力を有していることから、投資企業Aは被投資企業Bを支配しており、連結の範囲に含めるべきとしている。投資企業Aは、支配の評価において、被投資企業Bに関する議決権と契約上の両方の権利のすべてを検討する。投資企業Aが30%の議決権を保有しているため、投資企業Aと被投資企業Bの間の契約は投資企業Aの承認なしに変更することはできない。

(2) IAS第27号に関する事例

IAS第27号に関する事例は5件あるが、内容はすべて、ある会社を支配しているか否かの判断に関するケースである。議決権の過半数を有しているが支配が認められないケースや、逆に、過半数を有していないが支配が認められるケースなどがある。その中で、ケース1の議決権の過半数を有していないケースと類似するものがあるので、以下に事例の一部を要約して紹介する³⁾。

(ケース2)
議決権が過半数に満たない場合で、支配が認められたケース (EECS0209-04支配)

① 前提条件

- ・ P社は大規模製造業及びサービス業の企業である。
- ・ 被投資企業（B社）は、新規上場企業である。
- ・ P社は、B社の議決権を35.4%所有している（残りは機関投資家12%、一般投資家53%）。
- ・ 2008年6月にB社の株式売買が許可された際に、P社は機関投資家との間で、B社のカバンスの確立と安定的な保有を目的とする合意に署名した（更新可能）。

(合意の内容)

- ✓ 取締役会は18名の取締役及び取締役会議長とで構成される。取締役のうち9名をP社が指名し、5名を機関投資家が指名、残る4名を当事者（P社と機関投資家）の両者が指名する。
- ✓ 取締役会議長はP社が指名する。議長は、賛否が同数となった場合には賛否を決する票を投ずることができる。
- ✓ 取締役会議長がCEOを指名す

2 欧州での適用事例

(1) ESMAによる情報の共有

欧州では、2005年からすでにIFRSが適用されている。個々の具体的な事例を共有し、EU域内での適切な適用を促進するために、2007年4月からESMA（欧州証券市場監督局）内のEECS（European Enforcers Coordination Sessions）が、事例集のデータベースを公表している。

EECSは意思決定を行うのではなく、各国の執行者（証券監督当局）が自国で議論となった事例を持ち寄り、情報を共有するフォーラムである。データベースで公表された事例は、一般的に適用可能なIFRSの解釈を提供するものではない。しかし、これらの事例によりEU加盟国の各国の執行者（証券監督当局）が、どのような会計処理がIFRSに準拠していると考えたかを、その根拠とともに伝えている。

- る。
- ✓ 取締役会におけるすべての当座の決定は、単純過半数をもってなされる。
 - ✓ 資本関連や法的な規定、特別配当の分配等の意思決定を行うためには、特定多数決が必要となる。
 - ✓ 当事者は、一方の当事者が株を売却しようとしたときには、先買権を有する。

- B社が売り出しの許可を得るために発行した目論見書では、P社が支配を維持するという目的が明確に記されていた。
- B社の上場に先立ち、P社は企業グループ内の水及び廃棄物関連の事業をすべてB社に譲渡した。
- 事業譲渡後、P社はB社の資本及び議決権のほぼ100%を保有していた。P社はB社の株式の65%についての売買許可を得て、自身を除くP社の株主に対して、P社資本の持分割合に応じてB社株式を分配した。

② 当該ケースでの議論

このケースでは、IAS第27号の第6項と第13項（図表-1）が参照されており、議決権が過半数に満たないが、支配が存在する場合としてIAS第27号第13項(b)~(d)に当てはまるとしている。株主間の合意により、P社は議長を含む取締役会構成員の過半数を指名する力を有しており、取締役会のすべての意思決定は単純多数決によってなされる。P社はB社の財務方針及び経営方針を左右する力を有していることから、B社を支配していると考えており、執行者もこれに同意している。

子会社B社の上場申請時に、機関

投資家との間で安定支配を約束しているという株主間の合意があることや、P社からB社への事業譲渡後も、P社はB社をほぼ100%保有しており、上場後にはP社の株主に対して、P社資本の持分割合に応じてB社株式を分配しているといった被投資企業のグループ内での位置付けも考慮されている。

3 IFRSの作り方

(1) 原則主義のアプローチ

ESMAの事例では、支配の判定についてはIAS第27号の第6項と第13項が参照されている。日本の連結財務諸表に関する会計基準等と比較すると、ガイダンスが少ないという印象を受ける方もいるかもしれない。IFRSは、世界各国での利用を前提としているため、各国の法制度を前提とした規定を置くことができない。

原則ベースのIFRSでは、コアとなる原則を明確化し、例外を設けない形での基準作りが行われる。仮に、例外を設ける場合には、その範囲を厳しく限定し、類推適用の余地を排除しようとしている。また、解釈指針もできるだけ少なくし、IFRSの文言が不明確であれば、解釈指針を出すのではなく、IFRSそのものを改訂することにしている⁴。このような基準の作り方においては、解釈指針やガイダンスの分量も限定的と思われる⁵。

ケース2のような事例では、株主間の合意や企業グループ内での位置付けなども考慮して支配の判断が行われていることから、詳細なガイダンスがない方が、企業の経営者は自ら行っているビジネスのモデルを把握し、IFRSの本質や趣旨を踏まえた

上で、経済的実態を表現しやすいという面があるかもしれない。一方で、影響分析にもあるように、ガイダンスが少ないことにより多様な実務が生じてしまうという課題もある。

IFRS第10号ではESMAでの情報共有がアウトリーチ活動等での情報提供につながり、開発に取り込まれていった様子がかがわれる。IASBは、年次改善手続や基準書の新設・改訂作業を通じて、経済状況の変化や利害関係者からのニーズを柔軟に規定に反映させようと努めており、また、基準適用後の状況をフォローする「適用後レビュー」などの手続も制度化している⁶。基準の設定当初はガイダンスが少ないとしても、その後の改訂において、すでにIFRSを適用している国々での判断や事例の積み重ねをガイダンスとして取り込んでいくことで、多様な実務の課題を解決していこうとしていると考えられる。

(2) ガイダンスの考え方

ケース1、2では、投資企業の有する議決権が30%程度であっても、被投資企業を支配しているとされており、画一的な数値基準ではこれら企業の実態を示すことができないという事情もある。さらに、支配の要素であるパワーを判定する際には、議決権に加えて、契約や株主間の合意などの議決権以外の要素も重要な判断要素となることが示されている。

一方で、議決権以外の要素が重要であるケースが一般的かどうかは、各国で異なるという事情もある。米国では、提案における議決権が過半数未満の場合のパワーの取扱いや潜在的議決権の取扱いを導入するニーズは少ないことを理由に、米国財務会計基準審議会（FASB）は2011年1

月に、現段階では議決権を伴う企業にそうした取扱いを導入しないとされている⁷。

我が国では、ケース1、2のような事例があるか否かの検討も必要であるが、日本基準では、議決権が過半数未満の場合の支配力基準の適用に際しては、一定の議決権（40%）が目安とされ、議決権の多寡が判断の重要な要素となっている。さらに、緊密な者や同意している者が有する議決権と合わせて過半数を有するという考え方をを用いて、事実上支配している企業を判断する取扱いが広く採用されている。これは、株式の持ち合いや安定株主の確保という企業の経済的実態が反映されたものと考えられるが、IFRS第10号においても、緊密な者に類似するものとして事実上の代理人のガイダンスが追加され、投資企業と事実上の代理人を合わせた支配の判定についてもケースとして挙げられている。

IFRS第10号が効果を有するすべてのケースをガイダンスに織り込むことはできないため、実際にIFRSを適用している国々での課題に重要な効果を示すケースが選定されることになる。したがって、ガイダンスについては、その背景や考え方を理解し、適用の際にはそれが各国の実務に合ったものであるかを考慮することも必要であろう。また、世界各国の利用者が、限られたガイダンスから支配を判断することには限界があるため、IFRS第10号は支配の原則をできるだけ明確にしている。経営者は、原則の考え方に沿って企業の実態を表すように判断することが求められていると考えられる。

おわりに

世界中で使用される基準と、ある国で自国のために使用される基準とは、作り方が異なるように思われる。日本基準の場合、我が国の法制度や実務慣行を勘案して、会計基準の草案の段階から、適用上どのような疑問が生じるかということがある程度把握され、それらがガイダンスとして適用指針に取り込まれることが多い。

一方で、さまざまな法制度や実務慣行を有する国々において適用されるIFRSの場合は、各国でどのような適用上の疑問が生じるかは当初は分からないため、詳細なガイダンスは最初からは用意できないかもしれない。実務において適用された結果、解釈が分かれる点については、ガイダンスを追加していくという作り方になる。また、ガイダンスが設けられたとしても、それはある国や領域の問題に効果的なものである可能性もあり、実務での整合的な適用のためには、その背景や考え方を理解することが必要となる。

その観点から、ESMAの事例や影響分析は、IFRSの適用の考え方を知る上で有用な情報である。ESMAの事例データベースは、2007年4月の公表開始以来、今では130件の事例を掲載するに至っている。このように適用事例を集めて基準の考え方を共有していくことは、IFRSの開発や運用を支える大切な取組みであると思われる。

（自主規制・業務本部

公認会計士 小粥純子）

〈注〉

- 1 IFRS第10号「連結財務諸表」の構成と概要については、郷田英仁、木村奈美『連載－IFRS及びIASの解説－第30回IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」、IFRS第12号「他の企業に対する持分の開示』本誌2011年12月号を参照されたい。
- 2 IFRS第10号の影響分析は、IASBの以下のウェブサイトから入手可能である。http://www.ifrs.org/News/Announcements+and+Speeches/EffectanaIFRS10_11.htm
- 3 ESMAの事例の原文と仮訳は日本公認会計士協会のウェブサイトから入手可能である。
- 4 山田辰己「IASB理事退任に当たって」季刊会計基準vol.33、2011年6月号
- 5 IFRSの中には、詳細な規定が置かれている基準もあり、その一例としてIFRS第2号「株式報酬」がある。本誌2011年7月号「財務報告のあり方と重要性」で紹介した、英国のFRC（財務報告評議会）のディスカッション・ペーパー「Louder than words」では、規則主義の問題点が指摘されている。
- 6 IFRSの作成過程については、本誌2011年4月号「IFRSはどのようにして作られるのか」において詳細に紹介している。
- 7 吉岡 享、熊谷 元『IFRS第10号「連結財務諸表」、IFRS第11号「共同支配の取決め」及びIFRS第12号「他の企業への関与の開示」の解説』季刊会計基準vol.35、2011年12月号